

北海道青少年健全育成審議会の公開について

1 会議の公開について

- (1) 北海道青少年健全育成審議会（以下「審議会」といい、社会環境整備部会（以下「部会」という。）を含む。）の会議は、北海道情報公開条例第26条の規定に基づき、公開とする。

ただし、部会で実施する審議のうち、北海道青少年健全育成条例第54条第1項第2号についての審議は、公開することにより、部会委員の自由闊達な発言への制約と特定企業等に対する不利益を及ぼすおそれがあることから、北海道情報公開条例第26条ただし書きの規定に基づき、非公開とする。

- (2) (1)の取扱いを原則としつつ、必要がある場合は会長が審議会に諮り、公開又は非公開の取扱いを決定する。
- (3) 公開とした審議会の開催結果は、議事録を作成し、道の行政情報センターに配架するとともに、道のホームページに掲載し、公表する。
- (4) 非公開又は一部非公開として実施した審議会の開催結果は、審議の内容が明らかとなる議事概要及び議事録を作成し、議事概要を道の行政情報センターに配架するとともに、道のホームページに掲載し、公表する。

2 公開の方法

審議会の会議の公開に当たっては、別途「北海道青少年健全育成審議会傍聴要領」に定めるものとする。

3 会議開催の周知

会議の日時、開催場所及び審議事項等については、道のホームページの活用、報道機関への資料提供等の方法により、あらかじめ周知するものとする。

(参考)

- 北海道情報公開条例（平成10年3月31日北海道条例第28号）

第26条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議を公開するものとする。

ただし、当該会議の審議の内容が許可、認可等の審査、行政不服審査、紛争処理、試験に関する事務等に係るものであって、会議を公開することが適当でないと認められるときは、この限りでない。

- 北海道青少年健全育成条例

第54条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、審議会の意見を聴かなければならない。ただし、第2号に掲げる場合で緊急を要するときは、この限りでない。

(2) 第15条第1項（有害興行の指定）

第16条第1項第3号（有害図書類の個別指定）

第19条第1項第4号（有害がん具類の個別指定）

第20条第1項（有害刃物の指定）

第22条第1項第3号（有害広告物の個別指定）

の規定による指定をしようとするとき。